

# 特集

〈事例〉

## 緊急事態発生時の態勢と フェーズごとの対応を定める

公益社団法人  
仙台市シルバー人材センター

(宮城県)

仙台市SCでは、全国のセンターに先駆けて平成31年に事業継続計画（BCP）を策定した。大地震などの緊急事態が発生した際の損失の最小化を図り、できるだけ早期の業務再開に向けて態勢を整備するため、五つの基本方針で目的を明確にし、大規模災害発生時の対応として災害対策本部の設置や、発災後の4段階のフェーズごとに実施項目などを具体的に定めているのが特徴だ。

### BCP策定の経緯

仙台市SCは、全国のセンターに先駆けて平成31年4月1日に事業継続計画（以下、BCP）を策定した。その後、令和3年6月12日に改訂し、現在に至っている。

BCPは、大規模な自然災害などが発生した際に損失の最小化を図り、できるだけ早期の業務再開に向けて態勢を整備することを目的とする行動計画である。

センターがBCPを策定するまでの経緯には紆余曲折があった。平成23年3月の東日本大震災で、仙台市は最大震度6強（宮城野区）を記録し、甚大な人的・物的被害を受けた。そうした背景もあり、

センターでは早くからBCPの必要性を認識していた。しかし、センター事務所が、公益財団法人仙台市健康福祉事業団が管理する建物に入居していたことから、「大規模災害発生時は、健康福祉事業団の指示に従って対応することになると考えていたため、センター独自でBCPを策定する必要性は感じていませんでした」と高橋公義専務理事兼事務局長は振り返る。

センターは事業面で仙台市と密接な関連があることから市の外郭団体の一つとなっており、毎年、経営状況についてチェックを受ける。その評価項目の中にBCPへの対応があること、国内でさまざまな自然災害が起きており、かつ

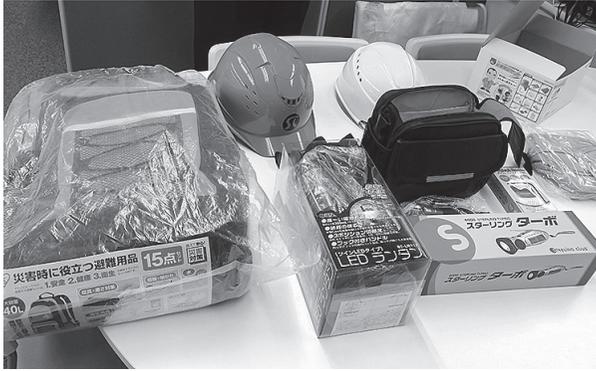
それが甚大化していることから、センターとしても危機管理体制を整備する必要があるとの考えに至った。そこで平成30年からセンターはBCPの作成に着手した。当時の事務局長を中心に、次長（現・高橋事務局長）をはじめとする事務局職員で作業を進めた。

当時、BCPを策定しているセンターは見つからず、参考とすべき先行事例がなかったことから、「仙台市業務継続計画（BCP）【自然災害対策編】や宮城県の「みやぎ企業BCP策定ガイドライン」を参考にした。

### 令和3年改訂の経緯と内容

平成31年4月、BCPの策定と

大規模災害に備えて、事務局で準備している防災用品の一部。毎年、定期点検をしている。



同時期に着任した当時の事務局長は、仙台市若林消防署長を務めたこともある人物だった。

「東日本大震災の災害対応に当たった経験や災害支援の知見も豊富だったことから、BCPの内容を精査してもらいました。大きな変更点はなかったのですが、いざというときのために、できるだけ

具体的な行動に落とし込むことが重要との助言を受けて、内容を改めました」と高橋事務局長。

具体的には、BCPの基本とされる次の四つの段階ごとに実施する項目、災害対策本部などの役割をより詳しく分かりやすい内容に改めた。

①BCP発動フェーズ（発災後3日以内）

②業務再開フェーズ（発災後1週間以内）

③業務回復フェーズ（発災後1か月以内）

④全面復旧フェーズ（復旧状況による）

そして、令和3年6月12日にBCPを改訂した。なお、6月12日は、昭和53年に宮城県沖地震が発生した日である。当時の人口50万人以上の都市が初めて経験した都市型地震の典型といわれており、仙台市はこの日を「市民防災の日」に定めている。センターでは、防災意識を継続していくためにも、

毎年、市民防災の日に合わせてBCPを見直し、必要に応じて改訂などの適切な対応を行うことになっている。高橋事務局長は「実際に対応できる内容かどうか、随時シミュレーションをしながら検証し、見直しを怠らないようにしたい」と話す。

## BCPの概要

センターのBCPの概要は、次の通りである。

### ●対象とする災害

通常、BCPでは地震・火災・テロ・重篤な感染症などの緊急事態の原因となり得る事象を対象とするが、センターでは、震度5弱以上の地震、暴風や大雨などの特別警報が発表された場合や大規模火災などの災害を対象にしている。

### ●基本方針

BCPの基本方針として、次の五つを掲げている。

①役員と会員およびその家族の人命を最優先する

②センターの業務を維持する

③発注者からの信用を守る

④就業提供責任を果たし、会員の就業を確保する

⑤職員の雇用を守る

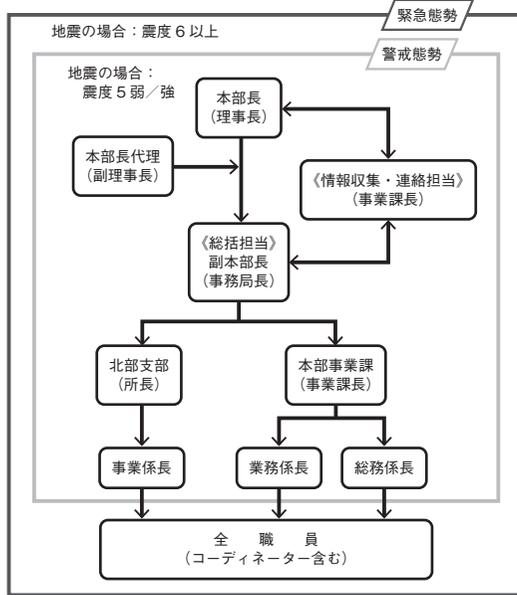
### ●緊急事態発生時の組織と活動

緊急事態発生時の組織態勢は、大規模災害の実態に応じて「警戒態勢」と「緊急態勢」の2段階に分けている。

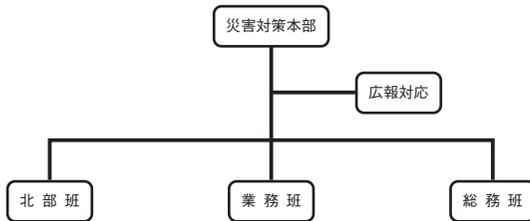
震度5弱/強の地震の発生や津波警報が発表された場合には、警戒態勢となり、震度6以上の地震や地震による重大な被害が発生した場合には、緊急態勢へ移行する。

震度5弱以上の地震等が発生して警戒態勢となった場合、職員は自身の安全を確保した上でセンターに自主参集して災害情報の収集や伝達、業務への影響の確認など被害の状況に応じて対応に当たる。震度6以上の地震の場合はより上位の緊急態勢に移行して、理事長を本部長とする災害対策本部を立ち上げて、災害発生状況に応じ

仙台市シルバー人材センター災害対策本部では、指揮系統と役割を明確にし、緊急事態に対して臨機応変かつ組織的に対応できる態勢にしている。



仙台市シルバー人材センター災害対策本部組織図



災害対策本部員	本部長(理事長)、本部長代理(副理事長)、副本部長兼総括担当(事務局長)、情報収集・連絡担当(事業課長)、総務班長(総務係長)、業務班長(業務係長)、北部班長(北部所長)、北部副班長(事業係長)
広報対応	副本部長兼総括担当(事務局長)、情報収集・連絡担当(事業課長)
総務班	総務班長(総務係長)、総務係職員
業務班	業務班長(業務係長)、業務係職員、就業コーディネーター、家事援助コーディネーター
北部班	北部班長(北部所長)、北部副班長(事業係長)、事業係職員、就業コーディネーター、家事援助コーディネーター

て全面復旧までの対応を行う。なお、態勢の終了は、本部長が宣言することになっている。

●緊急事態発生時の役員等および会員の対応

会員の対応

対応の多くは職員が担うことに

なるが、理事や各ブロックの代表

各班の班長は会員(班員)の安否確認を行うこと、会員は就業先の被害状況や就業見込み、就業先からの要望事項などについて、災害

対策本部に適宜、報告をすること

対応の多くは職員が担うことに

とした。

### 災害対策本部の態勢

高橋事務局長は「実際に地震が起きたとき、BCPを読みながら

行動するわけにはいきません。で

すから平時からBCPに目を通して理解しておくこと、指揮命令系統がきちんと機能するように勉強会を繰り返し実施することが大事だと思っています」と話す。

指揮命令系統は、緊急事態発生時にセンター本部事務所に設置される災害対策本部(本部被災の場合は代替として北部支部事務所に設置)をはじめ、広報対応、総務班、業務班、北部班を設けることにしている。

災害発生後のフェーズごとに対応すべき項目を定めており、災害対策本部や、総務班、業務班といった班ごとの役割も明確にしている。さらには、被害の状況や回復見込み、顧客への影響など各フェーズで情報共有すべき内容を、リスクコミュニケーションのポイントとしてまとめている。

重大な事故等が発生した場合に、事務局長や所管課長が、仙台市健康福祉局や宮城県SC連合会とも情報共有を行い、連携を図る

ことで適切な対応がとれる態勢を構築している。

## 会員への周知、注意喚起 デジタル化の推進

BCPを策定したことは、定時総会で報告の上、会報や事務局たよりで会員に伝えた。BCPは、センターのホームページにも掲載している。

また、会員には、大規模災害発生時の対応などについて、「仙台防災ハザードマップ」(仙台市作成)や公益社団法人仙台市防災安全協会が作成した防災に関する冊子を紹介したり、それらを事務所の入り口に配架したりして、防災意識の啓発にも努めている。なお、現在のBCPは、事務局での対応を定めた内容であるため、会員の就業先における対応などを含めたBCPは、今後検討していきたいとのことだ。

「東日本大震災の時は、会員の安否確認がなかなか取れずに大変

でした。しかし、今ではSNSや『Smile to Smile』を通じてセンターからの連絡を確認できますので、これらの利用を会員に促すことに努めています。デジタル化を推進する中で、LINEや『Smile to Smile』の利用登録に向けたスマートフォン講習会を開催するほ



防災意識を啓発するために、本部事務所の入り口に防災関連の資料を配架。会員がいつでも手に取って見られるようにしている。

か、デジタル機器操作に関するサポート窓口を設けています。大規模災害が起きたとき、自分は何をしたらよいのか、事務局に安否を伝えるにはどういう手段があるのかを、会員に確実に理解してもらえよう取り組みを進めています」(高橋事務局長)

## 今後に向けた対応と BCP策定時の留意点

今後の対応について、高橋事務局長は、会員を対象にした防災意識の向上を図るための研修会を開催する意向だ。

センターにおけるBCPの先行事例ということもあって、他センターから、どのように策定したかという問い合わせがあるという。

高橋事務局長はBCP策定時の留意点について、「当センターは、臨時職員を含めて職員が35人(令和6年12月時点)います。BCPの対応は、組織の規模や役職員の人数、理事長が常勤か否か、事務

所を借りている場合と自前の建物の場合などの前提条件の違いによって、対応できる範囲が変わってきます。組織の実情に見合った対応を検討することが大事だと考えます」とアドバイスしてくれた。(増山美智子)

事業運営状況 (令和元年度～令和5年度)

年度	会員数			粗入会率	就業実人員 (延人員)	就業率	受注件数	契約金額	公民比
	男性	女性	全体						
令和元	1,999	794	2,793	0.9	2,126 (241,473)	76.1	7,606	1,166,371	5.3/94.7
2	1,924	771	2,695	0.8	2,063 (223,803)	76.5	6,628	1,099,904	6.4/93.6
3	1,891	814	2,705	0.8	2,044 (221,098)	75.6	6,857	1,074,690	6.1/93.9
4	1,923	884	2,807	0.9	2,079 (217,027)	74.1	6,773	1,076,827	7.8/92.2
5	1,888	932	2,820	0.9	2,092 (218,347)	74.2	6,497	1,133,812	7.1/92.9

※受注件数、就業実人員、契約金額は請負・委任と労働者派遣事業を合計した数値  
 ※就業実人員は請負・委任と労働者派遣事業を対象 ※就業実人員は令和2年度から労働者派遣事業の教育訓練受講を含む  
 ※令和5年度以降は性別未回答の会員がいるため、会員数の男女比と全体は必ずしも一致しない